㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福岡県築上郡築上町大字上ノ河内一〇四二番一から同町大字上ノ河内一一五〇番一まで	前	六一・三〇～七五・三五	〇・一一五
	後	二六・五三～五一・一〇	〇・一一五

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

○九州地方整備局告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十一第一項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福岡県築上郡築上町大字上ノ河内一〇四二番一から同町大字上ノ河内一一五〇番一まで	一二七・五〇～七五・三五	一一五

四　指定を解除する期日　平成二十八年四月二十二日

○九州地方整備局告示第八十一号

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
佐世保市相浦町一番一地内	前	一二七・〇〇～四五一二・〇〇	〇・〇四〇
	後	一二七・〇〇～四五三・〇〇	〇・〇四〇

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十二号

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	佐世保市相浦町一番一地内	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十二日

公告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４５号

福井市宝永４丁目１番８号

債務者　丸善電設株式会社

代表者代表清算人　宇野　玄峰

1　決定年月日時　平成28年４月７日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安部　剛

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後２時

福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２５号

愛知県春日井市中央通１丁目52番地セントラルビル２Ｆ

債務者　一般社団法人あいち障がい者自立支援協会

代表者代表清算人　藤井　貴之

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　尾崎　敦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４号

静岡県沼津市内浦三津526番地の１

債務者　有限会社國松エステート

代表者代表取締役　國松つや子

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　相良　優太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１９号

大阪市福島区野田３丁目16番１号

債務者　株式会社ノムテック

代表者代表取締役　新村哲一郎

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　元氏　成保

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２６号

大阪市東成区大今里３－２－２

債務者　株式会社シニアライフアシスト

代表者代表取締役　田中　一志

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大槻　高史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号

北海道苫小牧市光洋町１丁目16番18号

債務者　柳谷住出し店株式会社

代表者代表取締役　柳谷　真

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高田周一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後１時30分

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１９８号

仙台市太白区秋保町境野字中原92番地５

債務者　有限会社伊藤商運

取締役　伊藤　政男

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小野　浩一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前10時20分

仙台地方裁判所第４民事部破産係